

アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更（案）の概要

- 1 アフリカ豚コレラの防疫指針については、本病が豚の海外悪性伝染病であることを踏まえ、口蹄疫の防疫指針を準用し、平成23年10月7日付けで公表したところ。
- 2 今般、豚コレラの防疫指針を全部変更することとしているが、アフリカ豚コレラウイルスの伝播力は、口蹄疫ウイルスほど強くない、豚コレラウイルスに近いとされていることから、アフリカ豚コレラの防疫指針については、豚コレラの防疫指針の変更に準じて、以下の変更を行うことが適当であると考えられる。
 - ① 原則として発生農場を中心に半径3km以内の移動制限区域及び半径10km以内の搬出制限区域を設定（制限期間は、移動制限区域については防疫措置完了後22日間以上、搬出制限区域については防疫措置完了後11日間以上）

従前は、発生農場を中心に半径10km以内を移動制限区域とし、そのうち半径3km以内を防疫区域、防疫区域に外接する半径10km以内を監視区域として設定

※ 防疫区域と監視区域の相違点：制限期間が防疫区域が22日間以上であるのに対し、監視区域が11日間以上
 - ② 搬出制限区域内の家畜について、移動前後及び移動中に運搬車両を消毒すること等により、搬出制限区域内に加え、移動制限区域内又は制限区域外のと畜場へ出荷も可能とする等の措置を追加

※ 豚コレラの防疫指針との相違点：移動制限区域内の家畜については、PCR検査が家畜保健衛生所で実施できないことから、従来どおり出荷は不可とする
- 3 併せて、現行のアフリカ豚コレラの防疫指針の中で口蹄疫の防疫指針を準用している箇所については、豚コレラの防疫指針を準用するように別紙のとおり変更することとしたい。

<現行では口蹄疫の防疫指針を準用しているが、豚コレラの防疫指針を準用に変更>

- 第1 基本方針
- 第2 発生予防及び発生時に備えた事前の準備
- 第5 病性判定時の措置
- 第6 発生農場における防疫措置
- 第7 通行の遮断
- 第9 家畜集合施設の開催等の制限
- 第10 消毒ポイントの設置
- 第14 家畜の再導入
- 第15 発生の原因究明
- 第16 その他

<豚コレラの防疫指針に併せた記載変更>

- 第3 異常家畜の発見及び検査の実施
- 第8 移動制限区域の設定

<その他の変更>

- 第11 ウイルスの浸潤状況の確認
疫学調査の実施方法として、家畜所有者及び畜産関係者等の海外渡航歴を調査することを追記。

〔口蹄疫及び豚コレラの防疫指針については、本内容が留意事項に明記されているが、アフリカ豚コレラの防疫指針には留意事項を設けていないため、本文に明記。〕

<変更なし>

- 第4 病性の判定
- 第12 ワクチン
- 第13 消毒薬